

… 廃止部分

(1) 知事部局 (24手当て→18手当て)

現行手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	現行単価	H16支給額
漁労手当	水産試験船又は実習船の乗組員	遠洋漁業実習又は試験調査のため魚貝等水産物を獲る作業に従事する業務	販売高の2割相当額等	-
特殊自動車運転手当	職員	特殊自動車を運転する業務	日300円	1,271千円
訓練指導手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員 農業大学校に勤務する教授、助教授及び講師	職業訓練業務 生徒の実習指導業務	月29,900円 ～31,600円	11,589千円
防疫等業務手当	保健所職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護(患者の飼育)又は病原体の付着した物件等の処理作業、結核患者の療養指導業務等	日290円	2,675千円
特殊自動車運転等業務手当(現業規則)	運転士、自動車整備士及び道路技術員	感染症の患者等を自動車で移送する業務 特殊自動車を運転する業務 特殊自動車を使用して行う除雪業務	日300円 ～450円	(「特殊自動車運転手当」で計上)
特殊現場作業手当	県土整備局職員及び農林局職員	・地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な個所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導業務 ・橋脚の基礎工事等において、水面下4メートル以上の深所で行う監督、検査、測量、調査又は指導業務 ・トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査又は指導業務 ・ダムに係る作業場のうち勤務環境が劣悪であると認められるものにおける作業 ・交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業	日220円 ～690円	1,655千円
環境衛生検査業務手当	保健所職員及び衛生環境研究所職員 保健所職員	・ばい煙又は粉じんの測定の業務のうち地上又は水面上15メートル以上の足場で行うもの ・水質の測定の業務のうち美保湾及び日本海沿岸海域において船舶を使用して行うもの し尿処理施設又は浄化槽の立入検査の業務	日230円 ～290円	39千円
麻薬等取扱手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務(麻薬取締官に協力した場合を含む。)に従事する業務	日890円	-
航海手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	沿岸3マイル以遠の海域における取締、試験調査、実習又は講習のための航海勤務	日290円	1,240千円

見直し概要

改正後手当名 単価型

<単価類型>
I: 日額 300円(月額 5,500円)
II: 日額 600円(月額 11,000円)
III: 日額 1,200円(月額 22,000円)

(調整額: 食肉衛生検査所の獣医師 月12,200円～22,400円)

移行 食肉衛生検査所におけると畜検査

と畜検査等業務手当 II～III(月額)

(調整額: 喜多原学園及び皆成学園の職員 月5,100円～56,000円)

移行 ・喜多原学園の児童生活指導
・皆成学園における起居を共にして行う保育

児童生活支援業務手当 II～III(月額)

(調整額: 衛生環境研究所の研究員、衛生技師 月16,000円～24,800円)

移行 衛生環境研究所の感染症病原体等検査

拡大 家畜伝染病の対象疾病を拡大

左同

防疫等業務手当 I～III

統合 感染症患者移送: 「防疫等業務手当」へ統合
廃止 特殊自動車運転業務: 廃止
統合 除雪作業: 「特殊現場作業手当」へ統合

左同

廃止 深所、ダム建設作業: 廃止

縮小 道路維持作業、除雪作業:
日没から日出時までの間、注意報・警報発令下等運転手からの視界が不良の中で行われるものに限定
拡大 動物死体処理作業の追加

特殊現場作業手当 I～II

統合 大気汚染測定: 「特殊現場作業手当」へ統合

廃止 廃棄物、水質汚濁業務等立入検査業務: 廃止
拡大 アスベスト除去作業立入検査業務

環境衛生検査業務手当 I

統合

取締業務手当 II

統合 漁業取締: 「取締業務手当」へ統合
航海業務

航海手当 I～III

現行手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	現行単価	H16支給額
税務手当	県税事務所職員	納税義務者又は特別徴収義務者を訪問し、その者に直接接して行う県税の賦課徴収に関する業務	日 1,160 円	138 千円
用地交渉手当	県土整備局職員及び農林局職員	・用地の取得のための折衝業務 ・土地区画整理法の規定に基づく建築物等の移転、除却等のための折衝業務	時間 320 円	1,809 千円
社会福祉業務手当	社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司、心理判定員、心理療法士及び保健師	福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は婦人相談所において生活困難者等に対して行う相談、指導、給付、貸付、調査その他の福祉サービスに関する業務	月 11,000 円	7,863 千円
精神保健福祉業務手当	精神保健福祉センター職員及び保健所職員	精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務で精神障害者に接して行うもの	月 8,700 円	885 千円
災害応急作業手当	県土整備局職員 職員	洪水警戒体制時においてダムのゲートを操作して貯留された流水を放流する作業 ・異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある、県が直接管理する河川の堤防、通行禁止区間内の道路、港湾施設、ダム等において行う巡回監視 ・異常な自然現象により重大な災害が発生し、発生するおそれが顕著である、県が直接管理する河川の堤防、通行禁止区間内の道路、港湾施設、ダム等において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	日 480 ~ 730 円	-
航空機搭乗業務手当	防災局職員	航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務及び教育訓練作業	時間 1,900 円	4,365 千円 (警察分含)
放射線取扱手当	診療放射線技師、医師及び看護師 産業技術センター研究員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業 放射線を金属に対して照射する作業	日 230 円	112 千円
爆発物検査手当	消防課職員	火薬類取締法その他の関係法令の規定に基づく完成検査、保安検査又は立入検査の業務	日 250 円	18 千円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務	月 15,800 円	4,762 千円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日 230 円	397 千円
狂犬病予防等業務手当	保健所職員	狂犬病の予防注射又は犬の捕獲、殺処分若しくは検診業務	日 420 円	439 千円
有害物等取扱手当	試験場職員、産業技術センター職員及び高等技術専門学校職員 農林局職員	・密閉した建築物等において行うカーボルト・クリン、ホマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業 ・建築物等の内部で毒物及び劇物を取り扱う作業のうち大量のガスの発生を伴う作業 毒物その他人体に有害な成分を含有する農薬の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日 290 円	662 千円
潜水手当	栽培漁業センター職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	時間 310 ~ 1,500 円	112 千円 (警察分含)
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	月 30,000 ~ 68,000 円	3,483 千円
夜間看護手当	総合療育センターに勤務する看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）において行われる看護等の業務	1 回 2,000 ~ 3,300 円	5,753 千円

見直し概要

改正後手当名	単価型
--------	-----

縮小 統合	対象者を訪問し、接見して行う折衝、相談等の業務のうち困難性の高いものに限定	困難折衝等業務手当	II ~ III
	縮小 拡大	ダムゲート操作による放流業務：廃止 大規模な事故等による重大災害を追加	災害応急作業等手当
統合			
縮小	1ヶ月間の実効線量が 100 マイクロベクレル以上の外部放射線を被曝する放射線業務に限定	放射線取扱手当	I (月額)
縮小	災害時に行う火薬類取締法、高圧ガス取締法等に規定される検査業務に限定	爆発物検査手当	I
縮小	農家への巡回指導業務：廃止 月額支給から日額支給へ変更	家畜保健衛生業務手当	I ~ III
拡大	鳥獣の捕獲、搬送等業務を追加	種雄牛馬等取扱手当	I
	支給単価・区分の見直し	狂犬病予防等業務手当	I ~ II
	支給単価の見直し	有害物等取扱手当	I
	支給単価の見直し	潜水手当	I ~ III
	減額	医療業務手当	月 20,000 ~ 44,000 円
	(改正なし)	夜間看護手当	